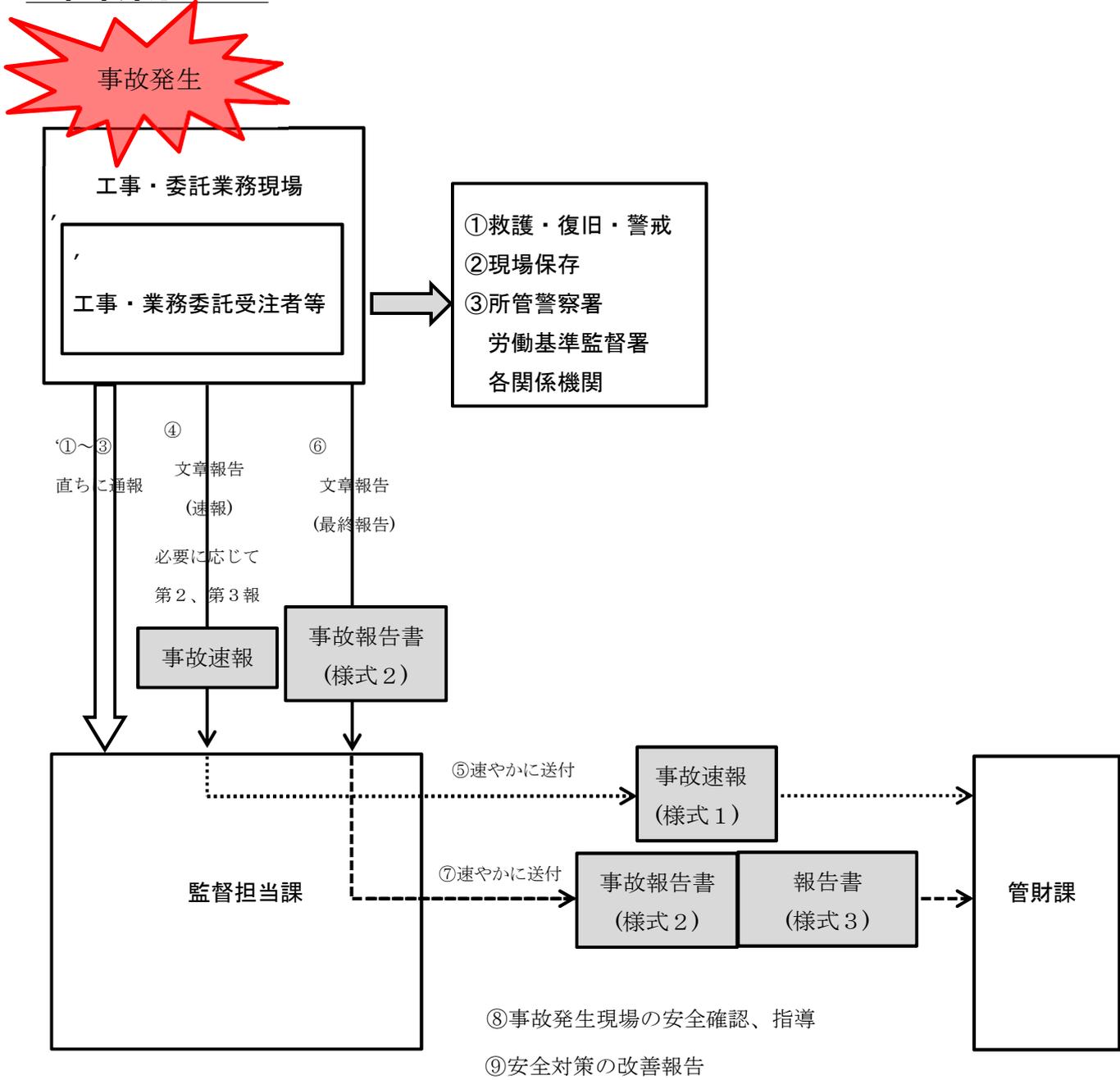


# 事故発生時等対応フロー図

レベル I 軽微な事故の場合

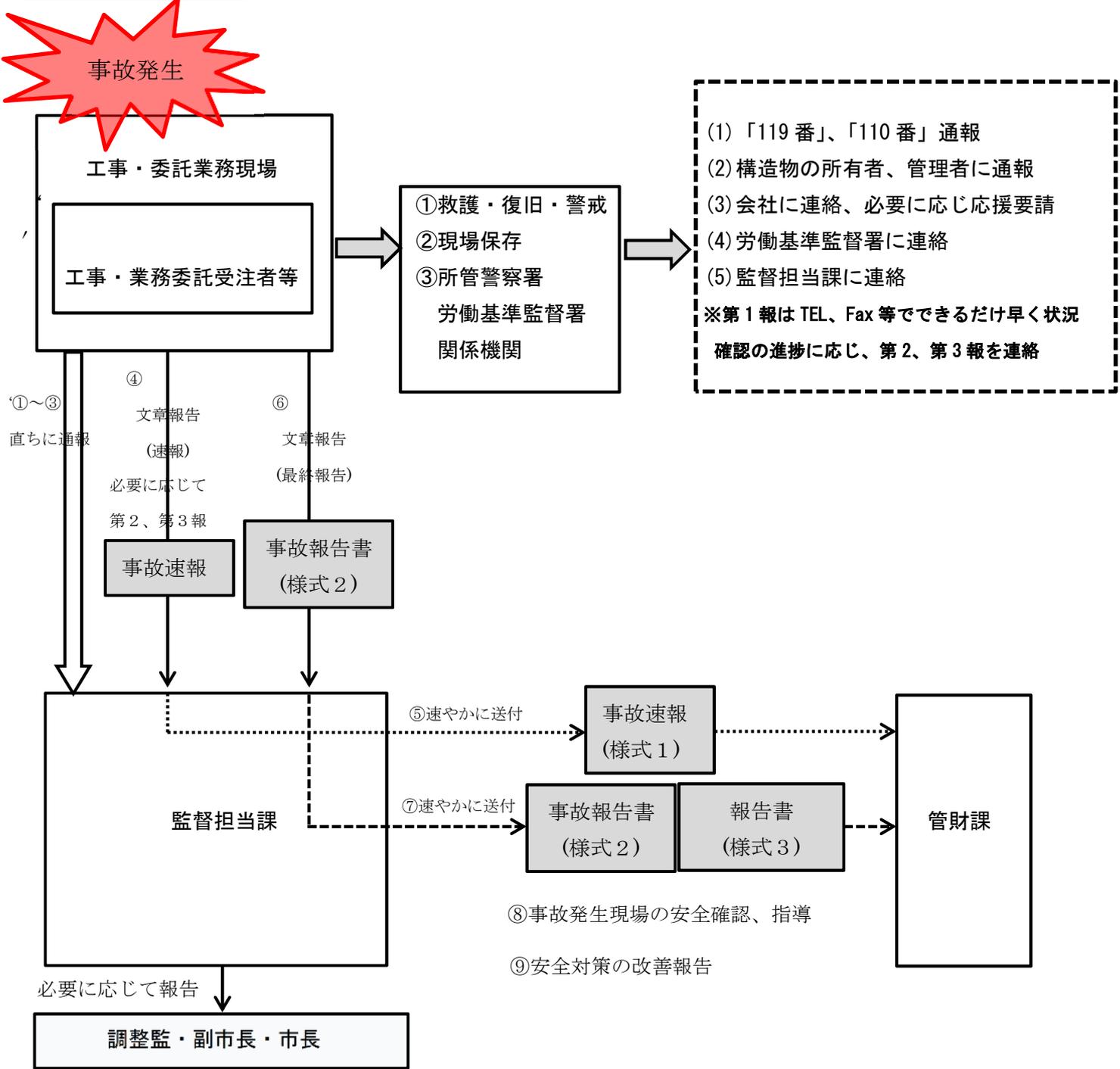
## 工事等対応フロー



誰が	いつ	どうする
第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)		
受注者等	①	発生後(発見)後直ちに 事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等の指示する (人命救助。二次災害の防止を第一に)
	②	〃 事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置)を指示
	③	①～②の措置後素早く 事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、各監督職員及び各関係先に通報
	③'	先方の指示により 警察、労基署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する
第2段階 文書報告(速報)		
受注者等	④	③が終わり次第速やかに 監督担当課に「事故速報」(様式1)により報告する(必要に応じて第2、第3報する)
監督担当課	⑤	④を受け速やかに 管財課に「事故速報」(様式1)の写しを送付する(管財課は必要に応じて情報収集)
第3段階 文書報告(最終報告)		
受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに 監督担当課に「事故報告書」(様式2)により最終報告する
監督担当課	⑦	⑥を受け速やかに 管財課に「事故報告書」(様式2)、「報告書」(様式3)を送付する
第4段階 事故発生現場の安全確認、指導等		
監督担当課長	⑧	⑥を受け速やかに 事故発生現場の安全確認、指導を実施
監督担当課	⑨	⑧を受け速やかに 現場の安全対策について改善を行い、報告

レベルⅡ 重度の事故の場合

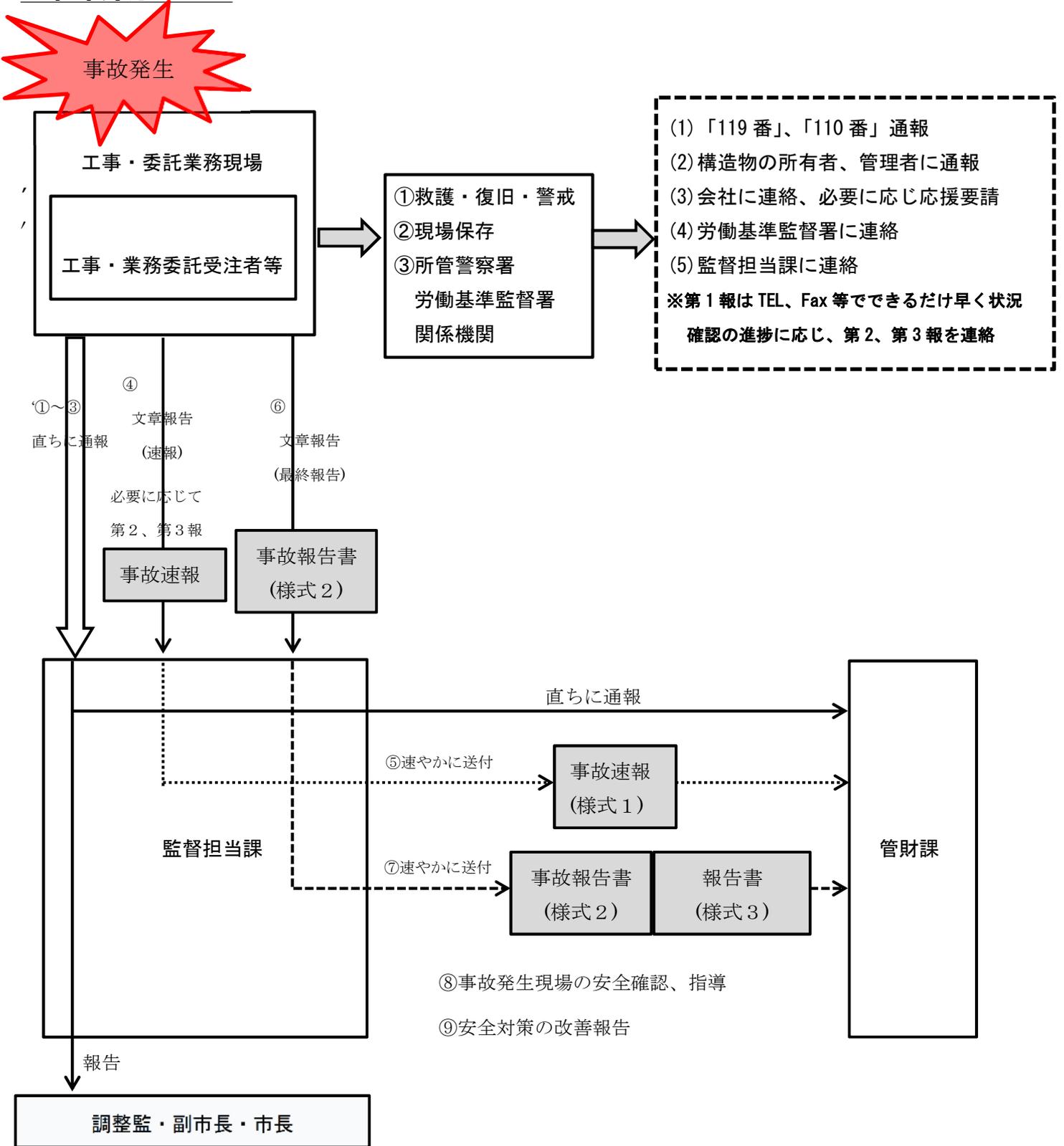
工事等対応フロー



誰が	いつ	どうする	
第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)			
受注者等	①	発生後(発見)後直ちに	事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等の指示する(人命救助。二次災害の防止を第一に)
			緊急を要する場合
			(1) 「119番」「110番」に通報し救急車、消防車、パトカー等の出動を要請
			(2) ガス管、水道管、電気及び電話ケーブルの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合は110番、119番通報と同時に施設管理者に連絡
			(3) 会社に連絡(応援要請等)
(4) 労働基準監督署に連絡(休日、夜間でも連絡)			
(5) 監督担当課に通報(Tel、Faxで可、状況に応じて第2、第3報を連絡)			
②	〃	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置)を指示	
③	①～②の措置後素早く	事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、各監督職員及び各関係先に通報	
③'	先方の指示により	警察、労基署、施設管理者及び関係先の現地調査、事情聴取に対応する	
第2段階 文書報告(速報)			
受注者等	④	③が終わり次第速やかに	監督担当課に「事故速報」(様式1)により報告する(必要に応じて第2、第3報する)
監督担当課	⑤	④を受け速やかに	管財課に「事故速報」(様式1)の写しを送付する(管財課は必要に応じて情報収集)
第3段階 文書報告(最終報告)			
受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに	監督担当課に「事故報告書」(様式2)により最終報告する
監督担当課	⑦	⑥を受け速やかに	管財課に「事故報告書」(様式2)、「報告書」(様式3)を送付する
第4段階 事故発生現場の安全確認、指導等			
監督担当課長	⑧	⑥を受け速やかに	事故発生現場の安全確認、指導を実施
監督担当課	⑨	⑧を受け速やかに	現場の安全対策について改善を行い、報告

レベルⅢ 死亡等重大な事故の場合

工事等対応フロー



誰が	いつ	どうする
第1段階 現場対応・直ちに連絡(通報)		
受注者等	① 発生後(発見)後直ちに	事故現場で「人命救助」「復旧」「警戒」等の指示する(人命救助。二次災害の防止を第一に)
		緊急を要する場合
		(1) 「119番」「110番」に通報し救急車、消防車、パトカー等の出動を要請
		(2) ガス管、水道管、電気及び電話ケーブルの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合は110番、119番通報と同時に施設管理者に連絡
		(3) 会社に連絡(応援要請等)
	②	事故現場の現状保存(立ち入り禁止措置)を指示
	③	①～②の措置後素早く
	③'	先方の指示により
第2段階 文書報告(速報)		
受注者等	④	③が終わり次第速やかに
監督担当課	⑤	④を受け速やかに
第3段階 文書報告(最終報告)		
受注者等	⑥	③'が終わり次第速やかに
監督担当課	⑦	⑥を受け速やかに
第4段階 事故発生現場の安全確認、指導等		
監督担当課長	⑧	⑥を受け速やかに
監督担当課	⑨	⑧を受け速やかに